開示実施手数料減免申請書

日本銀行 総裁

殿

氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号

日本銀行における開示請求手数料及び開示実施手数料等に関する定め3.の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

記

1. 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定又は部分開示決定通知書の日付及び文書番号)

- 2. 減額(免除)を求める額
- 3. 減額(免除)を求める理由
- ①生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ②同一の世帯に属する者のすべての市町村税が非課税であり、手数料を納付する資力がないため。

③その他(

- (注) ①、②、③のいずれかに○印を付してください。
 - ①に〇印を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
 - ②に〇印を付した場合は、市町村税が非課税であることを証明する書面を添付してください。
 - ③に○印を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。